

資料 1-2

建築・都市整備・道路委員会
平成 26 年 12 月 17 日
道 路 局

市第 117 号議案 横浜市下水道条例の一部改正 市第 118 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正 について

1 占用料の改定理由

- (1) 標記 2 条例に定める占用料については、電柱や地下埋設管など道路占用物件と共通の物件が多いので、道路占用料との均衡を図るため、従来から本市道路占用料の改定に合わせて改定してきました。
- (2) 「横浜市道路占用料条例の一部改正」は、本年 4 月からの国の道路占用料改定を踏まえて、本定例会に提案しております。

2 主な改定内容（いずれの種別も 2 条例共通）

- (1) 道路占用料条例と共通であり、道路占用料と同額とする種別

種 別	単 位	改正前	改正後
第三種電柱	1 本 / 年	5,200 円	5,100 円
第三種電話柱		4,900 円	4,800 円
ガス管等の引込管	1 m / 年	94 円～ 2,700 円	92 円～ 2,600 円
鉄道、軌道等の用に供するもの	1 m ² / 年	4,500 円	4,400 円

- (2) 道路占用料条例にない物件で、道路占用料の改定率を適用する種別

種 別	単 位	改正前	改正後	
通 路	1 m ² / 年	800 円	790 円	
橋りょう		幅員が 2.5m 以下のもの	293 円	290 円
		幅員が 2.5m を超えるもの	1,000 円	990 円

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

裏面あり

4 占用料の改定による徴収見込額

27年度の徴収見込額は一般下水道、河川合計で約1億2,970万円です。
25年度決算額と比較して、約240万円の減収となる見込みです。

(単位 千円)

種 別	25年度 決算額	27年度 徴収見込額	差引
一般下水道	110,588	108,564	△2,024
河 川	21,582	21,189	△393
計	132,170	129,753	△2,417